

事務連絡  
令和8年2月26日

関係行政機関・団体 御中

静岡労働局労働基準部健康安全課長

個人事業者等の安全衛生対策の推進に係る「改正労働安全衛生法」の周知依頼について

労働基準行政の運営につきましては、平素より格段のご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が第217回国会で成立し、令和7年5月14日に公布されております。

改正法では、既存の労働災害防止対策に個人事業者等(中小企業の事業主又は役員を含む。以下同じ。)をも取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合に、個人事業者等自身が講じるべき措置や、当該場合に注文者等が講じるべき措置等が規定され、順次施行が予定されています。

つきましては、リーフレット「労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて」を当局ホームページ内の以下の専用サイトに掲載していますので、改正法の施行について、貴団体会員に御周知いただきますようお願い申し上げます。

【静岡労働局ホームページ専用サイトアドレス】

[https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/newpage\\_01508.html](https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/newpage_01508.html)



担当

静岡労働局労働基準部

健康安全課 畑

電話054-254-6314

静労発基0227第2号  
令和8年2月27日

関係団体の長 殿

静岡労働局長



「治療と就業の両立支援指針」の周知について（依頼）

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、令和8年2月24日付け基発0224第14号をもって、厚生労働省労働基準局長から通知がありました。

厚生労働省労働基準局長からの通知につきましては、下記静岡労働局ホームページ専用サイトに掲載しております。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【静岡労働局ホームページ専用サイトアドレス】

[https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/anzeneisei\\_syuchi](https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/anzeneisei_syuchi)

